

東日本大震災への全国知事会の主な対応状況と課題

平成23年5月31日

全国知事会

1 主な対応状況

	対応状況
3/11 (金)	・発災後直ちに通常業務を停止して「災害対策都道府県連絡本部」を設置（本部長：事務総長）し、情報収集にあたりとともにブロック幹事県に逐次情報提供を開始（以降事務局は24時間体制で対応）
3/12 (土)	・会長指示で「緊急広域災害対策本部」を設置（本部長：麻生会長、副本部長：泉田災害対策特別委員長）、各県に物資・人材の広域応援を依頼
3/13 (日)	・被災県からの物資・人材の支援要請を受け、随時の全県照会（FAX）を開始
3/14 (月)	・被災4県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）からの生活物資支援要請を調整し、各県に搬送を開始 ・東京事務所長会議を開き、中国・四国・九州ブロックの17東京事務所職員の業務協力を要請
3/15 (火)	・福島県知事からの原発避難者受入れの緊急要請を受け、全県に一時避難所の確保及び受入先情報の提供を依頼（本会HPに提供情報を掲載）
3/16 (水)	・自衛隊機による輸送ルートの設置を決定
3/17 (木)	・東京事務所職員の業務開始
3/23 (水)	・岩手・宮城・福島県からの要請に基づき、一般行政職や技術職の職員派遣について調整を開始
3/31 (木)	・宮城県からの要請に基づき、市町村において罹災証明発行事務等を行う県職員の派遣について調整を開始
4/28 (木)	・福島県からの要請に基づき、放射能検査等に係る職員派遣及び業務協力について調整を開始

2 課題

発災後直ちに「連絡本部」、翌日には「緊急広域災害対策本部」を立ち上げたが、下記の課題を抱え、業務手順の徹底が不十分なまま、被災県、支援県、国の3者間で物資・人材の調整が始まったため、業務に混乱を生じた面があった。

- (1) 国家規模の大震災に対応する「本部体制」を支える事務局体制が脆弱
- (2) 東京事務所職員の業務開始までに6日を要するなど、応援の仕組づくりも不十分

3 今後の対応

- (1) 知事会事務局における大規模災害発生時の緊急支援体制の整備
- (2) 発災後直ちに各都道府県から応援が得られる仕組づくり